

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和3年3月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000225 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2000010 号

第 1 結論

平成 2 年 4 月から平成 5 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 2 年 4 月から平成 5 年 2 月まで

私は、平成 2 年 3 月末に前職を退職し、同年 5 月に開業したので、国民健康保険と国民年金の加入手続を税理士事務所の担当者に依頼し、私の代わりに行ってもらい、国民年金保険料は妻が納付した。私の年金手帳には、国民年金の記号番号が記載されており、妻には請求期間に係る国民年金の納付記録があるのに、私は未加入となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間について、「平成 2 年 5 月に開業したので、その頃に国民年金の加入手続を税理士事務所に依頼した。」と主張しているところ、請求者が所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号は「*」、初めて被保険者となった日は「平成 2 年 4 月 1 日」と記載されている。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録における当該記号番号の前後の被保険者の資格取得年月日及び処理年月日から、平成 3 年 4 月に A 市で払い出されたと推認でき、この頃に国民年金の加入手続が行われたと考えられ、請求者の主張する加入時期と相違する上、オンライン記録によると、請求者の記号番号は欠番となっており、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われていることから、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

また、市において国民年金の加入手続が行われ、市から社会保険事務所（当時）へ取得に係る記録の進達が行われた後に、当該記録が取り消された場合は、オンライン記録において、取得年月日等の入力処理が一旦行われた後に、取消しの処理年月日が記録される場所、オンライン記録によると、請求者の記号番号に係る加入記録は確認できないことから、進達が行われなかったことがうかがえるが、i) A 市は、「加

入手続を行った後に、本人の申出により当該手続を取り下げた結果、欠番となったケースはあるが、請求期間当時の資料を保管しておらず、詳細は不明である。」旨を回答していること、ii) A年金事務所は、「請求期間当時の国民年金手帳記号番号払出簿が見当たらず、請求者の記号番号の払出状況は不明である。」旨を回答していること、iii) 請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、請求者が請求期間に係る国民年金の加入手続を依頼したとする税理士事務所は、請求者の代わりに国民年金の加入手続は行っていないとしている上、請求者の請求期間に係る保険料納付を行ったとする請求者の妻は、当時の状況を覚えていないということから、国民年金の加入状況及び請求期間に係る保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、A市において、請求期間より前の昭和 63 年 5 月頃から請求期間より後の平成 6 年 8 月頃までに払い出された国民年金手帳記号番号 (7,744 件分) に係るオンライン記録を確認したが、請求者の氏名は無く、オンライン記録による氏名検索及び日本年金機構 B 広域事務センターにおいて国民年金手帳記号番号払出簿検索システム (昭和 60 年 3 月のオンライン化に移行する前に、社会保険事務所が紙台帳で管理していた国民年金手帳記号番号払出簿等を電子データ化したもの) による調査を行っても、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000223 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000045 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 13 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成 13 年 3 月 31 日と記録されている。同年 3 月 31 日は土曜日であったため出勤はしていないが、同日まで同社に在籍していたと認識しているので、調査の上、資格喪失日を同年 4 月 1 日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「平成 13 年 3 月 31 日までA社に在籍していたと認識している。」旨を主張している。

しかしながら、A社から提出されたB職員機関コード帳（C支社）及び委嘱時照会処分リスト（以下「機関コード帳等」という。）の請求者の退職日を記載する欄には、「13. 3. 30」と記載されている上、同社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失日は、退職日の翌日である平成 13 年 3 月 31 日で届出が行われていることが確認でき、当該資格喪失日はオンライン記録と一致している。

また、上記のB職員機関コード帳（C支社）により、請求者は、A社においてB職の職員であったことが確認でき、同社から提出されたB職員就業規則には、「自己の希望により退職しようとする場合には、退職願の日付をもって依願退職とする。」と記載されているところ、上述のとおり、機関コード帳等には、請求者の退職日は平成 13 年 3 月 30 日と記載されている一方で、請求者が主張する退職日を確認できる資料は無い上、請求者が主張する勤務期間（平成 11 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの期間）において、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち、請求者と同じ（平成 13 年 3 月 31 日）に資格喪失している者及び請求者と同じ支部に勤務していたと思われる者に照会を行ったが、請求者を記憶する同僚からは、請求者

の退職日について具体的な回答は得られず、請求者が平成13年3月31日まで同社に在籍していたことを確認することができない。

さらに、A社は、「請求者の請求期間に係る厚生年金保険料（平成13年3月分）を給与から控除していたか否かを確認できる資料は保管していないが、機関コード帳等によると、請求者は、平成13年3月30日に退職しているため、請求期間に係る保険料は控除していない。」旨を回答しており、上述の請求者を記憶する同僚も、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたか否かについて、分からない旨を回答している。

加えて、請求者は、「A社に勤務していた期間について、確定申告を行っていた。」旨を主張していることから、請求者の請求期間当時の住所地を管轄するD税務署に照会を行ったが、同税務署は、請求者に係る平成13年分の確定申告書について、「保存年限満了のため、保管していない。」旨を回答している。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。